

新旧対照表

新														旧																																																																																																																																																																																																																			
新潟市一般廃棄物処理基本計画														新潟市一般廃棄物処理基本計画																																																																																																																																																																																																																			
<p>1 総論</p> <p>1.1～1.3 (略)</p> <p>1.4 計画期間</p> <p>中間目標年度である令和 6 (2024) 年度において計画の見直しを実施した結果、計画期間は、令和 2 (2020) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 11 年とします。</p> <p>また、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合に適宜見直しを行います。</p>														<p>1 総論</p> <p>1.1～1.3 (略)</p> <p>1.4 計画期間</p> <p>計画期間は、令和 2 (2020) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 10 年とします。</p> <p>なお、令和 6 (2024) 年度を中間目標年度とし、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>また、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合に適宜見直しを行います。</p>																																																																																																																																																																																																																			
表 1 計画期間														表 1 計画期間																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>平成</th> <th colspan="12">令和</th> </tr> <tr> <th>30</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <td>2018</td> <td>2019</td> <td>2020</td> <td>2021</td> <td>2022</td> <td>2023</td> <td>2024</td> <td>2025</td> <td>2026</td> <td>2027</td> <td>2028</td> <td>2029</td> <td>2030</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td colspan="2">← 前計画</td> <td colspan="10">← 計画期間 (11年)</td> <td>→ 最終目標年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中間目標年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>														年度	平成	令和												30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	項目	← 前計画		← 計画期間 (11年)										→ 最終目標年度								中間目標年度							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>平成</th> <th colspan="10">令和</th> </tr> <tr> <th>30</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <td>2018</td> <td>2019</td> <td>2020</td> <td>2021</td> <td>2022</td> <td>2023</td> <td>2024</td> <td>2025</td> <td>2026</td> <td>2027</td> <td>2028</td> <td>2029</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td colspan="2">← 前計画</td> <td colspan="10">← 計画期間 (10年)</td> <td>→ 最終目標年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中間目標年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【計画の見直し】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・施策の点検</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・現状課題の整理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・新たな目標検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計画改定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>														年度	平成	令和										30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	項目	← 前計画		← 計画期間 (10年)										→ 最終目標年度								中間目標年度													【計画の見直し】													・施策の点検													・現状課題の整理													・新たな目標検討													計画改定					
年度	平成	令和																																																																																																																																																																																																																															
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																				
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030																																																																																																																																																																																																																				
項目	← 前計画		← 計画期間 (11年)										→ 最終目標年度																																																																																																																																																																																																																				
							中間目標年度																																																																																																																																																																																																																										
年度	平成	令和																																																																																																																																																																																																																															
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																																																																																																					
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029																																																																																																																																																																																																																					
項目	← 前計画		← 計画期間 (10年)										→ 最終目標年度																																																																																																																																																																																																																				
							中間目標年度																																																																																																																																																																																																																										
							【計画の見直し】																																																																																																																																																																																																																										
							・施策の点検																																																																																																																																																																																																																										
							・現状課題の整理																																																																																																																																																																																																																										
							・新たな目標検討																																																																																																																																																																																																																										
							計画改定																																																																																																																																																																																																																										
1.5・1.6 (略)														1.5・1.6 (略)																																																																																																																																																																																																																			
<p>2 ごみ処理編</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 ごみ処理の理念と目標</p> <p>3.1～3.3 (略)</p> <p>3.4 数値目標</p> <p>3.4.1 数値目標</p>														<p>2 ごみ処理編</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 ごみ処理の理念と目標</p> <p>3.1～3.3 (略)</p> <p>3.4 数値目標</p> <p>3.4.1 数値目標</p>																																																																																																																																																																																																																			

新				
本計画の達成状況を計る指標として、中間見直しの結果、以下の数値目標を設定しました。				
表 21 数値目標の一覧				
区分	平成30(2018) 年度(実績)	令和6(2024) 年度(中間目標)	令和12(2030) 年度(最終目標)	
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量 <sup>※1</sup> 【新規目標】 (g)	1,006	977	911
	1人1日あたり家庭系ごみ量 <sup>※2</sup> (g)	488	468	448
	事業系ごみ排出量 <sup>※3</sup> (t)	79,186	76,200	72,500
	リサイクル率 <sup>※4</sup> (%)	26.4	27.2	27.7
参考指標	最終処分量 (t)	24,261	21,700	20,700
	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 <sup>※5</sup> (t-CO <sub>2</sub> /年)	71,994	68,300	62,400
	生ごみ量 【新規目標】 (t)	85,346	80,700	62,600
	食品ロス量 <sup>※6</sup> 【新規目標】 (t)	35,950	32,400	21,400
	ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 【新規目標】 (%)	13.5	13.4	12.4

※1 全てのごみの合計÷人口÷年間日数  
 ※2 (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ+直接搬入ごみ(有料分))÷人口÷年間日数  
 ※3 事業系ごみ総排出量 - (公共ごみ+資源物)  
 ※4 資源化量÷総排出量  
 ※5 焼却処理による排出量+廃棄物処理施設での燃料等の使用による使用量  
 ※6 生ごみ量から不可食部を除いた量

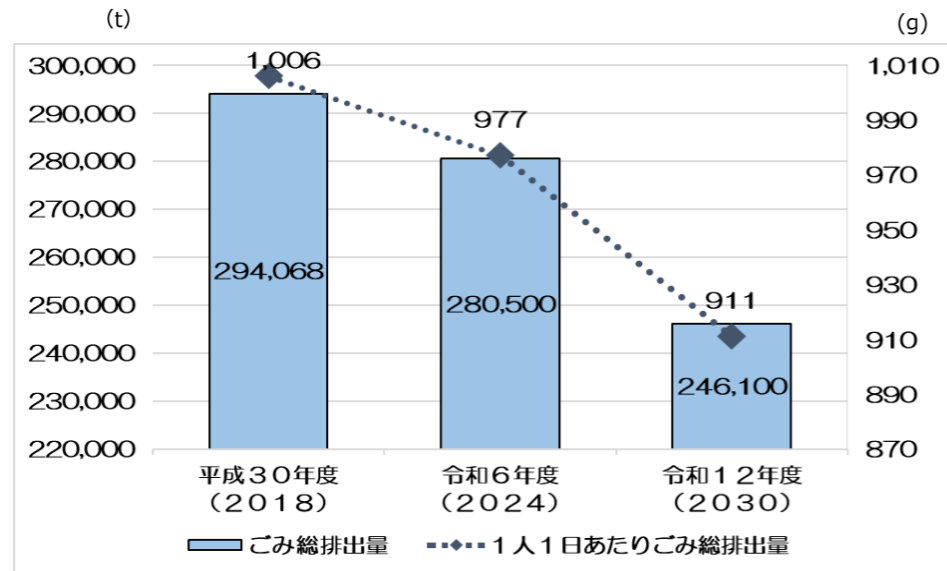
旧				
本計画の達成状況を計る指標として、以下の数値目標を設定しました。				
表 21 数値目標の一覧				
区分	平成30(2018) 年度(実績)	令和6(2024) 年度(中間目標)	令和11(2029) 年度(最終目標)	
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量 <sup>※1</sup> 【新規目標】 (g)	1,006	977	953
	1人1日あたり家庭系ごみ量 <sup>※2</sup> (g)	488	468	451
	事業系ごみ排出量 <sup>※3</sup> (t)	79,186	76,200	73,100
	リサイクル率 <sup>※4</sup> (%)	26.4	27.2	27.6
参考指標	最終処分量 (t)	24,261	21,700	20,800
	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 <sup>※5</sup> (t-CO <sub>2</sub> /年)	71,994	68,300	64,700
	生ごみ量 【新規目標】 (t)	85,346	80,700	76,200
	食品ロス量 <sup>※6</sup> 【新規目標】 (t)	35,950	32,400	29,300
	ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 【新規目標】 (%)	13.5	13.4	13.3

※1 全てのごみの合計÷人口÷年間日数  
 ※2 (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ+直接搬入ごみ(有料分))÷人口÷年間日数  
 ※3 事業系ごみ総排出量 - (公共ごみ+資源物)  
 ※4 資源化量÷総排出量  
 ※5 焼却処理による排出量+廃棄物処理施設での燃料等の使用による使用量  
 ※6 生ごみ量から不可食部を除いた量

新

### 3.4.2 1人1日あたりごみ総排出量

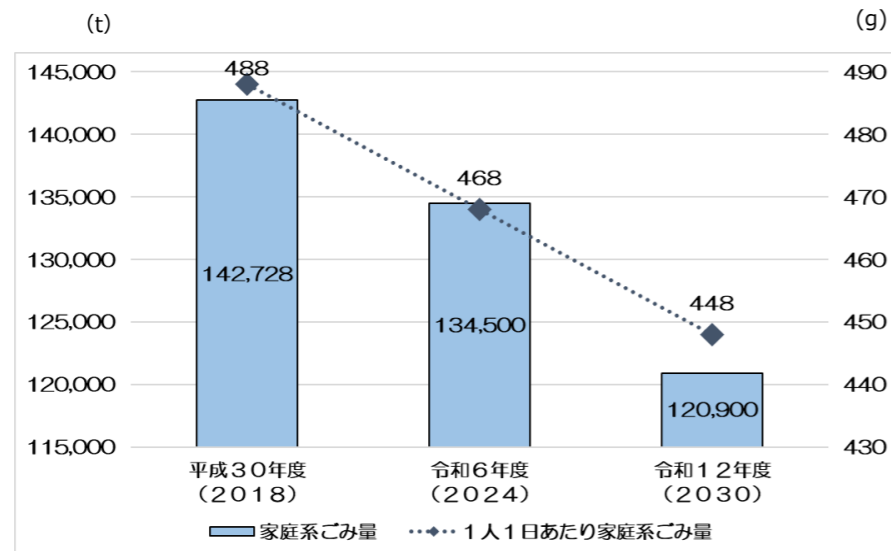
1人1日あたりごみ総排出量は、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量により、平成30(2018)年度の1,006gから、令和12(2030)年度までに911g以下にすることを目標とします。



1人1日あたりごみ総排出量は、令和12(2030)年度までに平成30(2018)年度実績から95g以上減らします。

### 3.4.3 1人1日あたり家庭系ごみ量

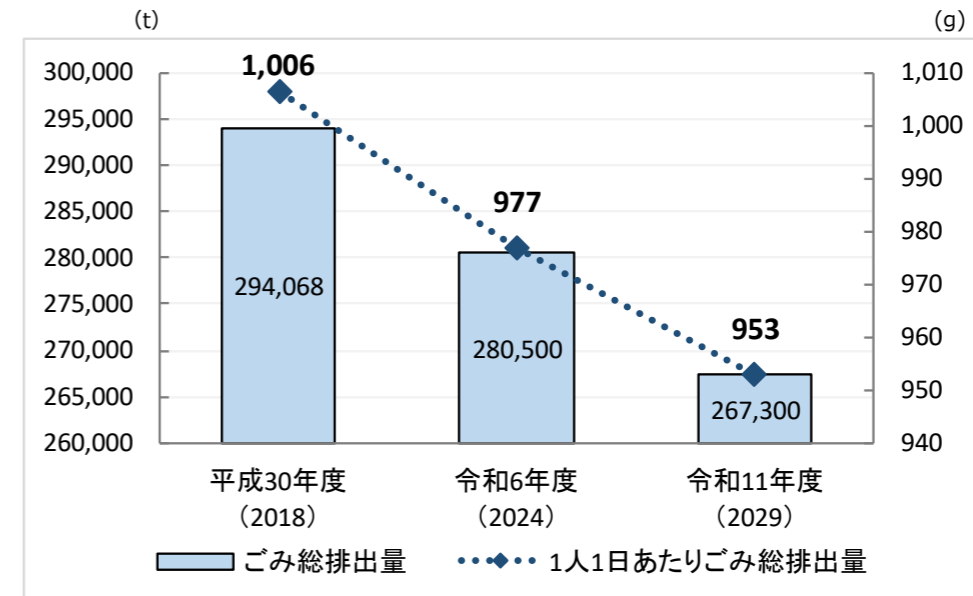
1人1日あたり家庭系ごみ量は、食品ロスの削減、プラスチック類の減量などにより、平成30(2018)年度の488gから、令和12(2030)年度までに448g以下にすることを目標とします。



旧

### 3.4.2 1人1日あたりごみ総排出量

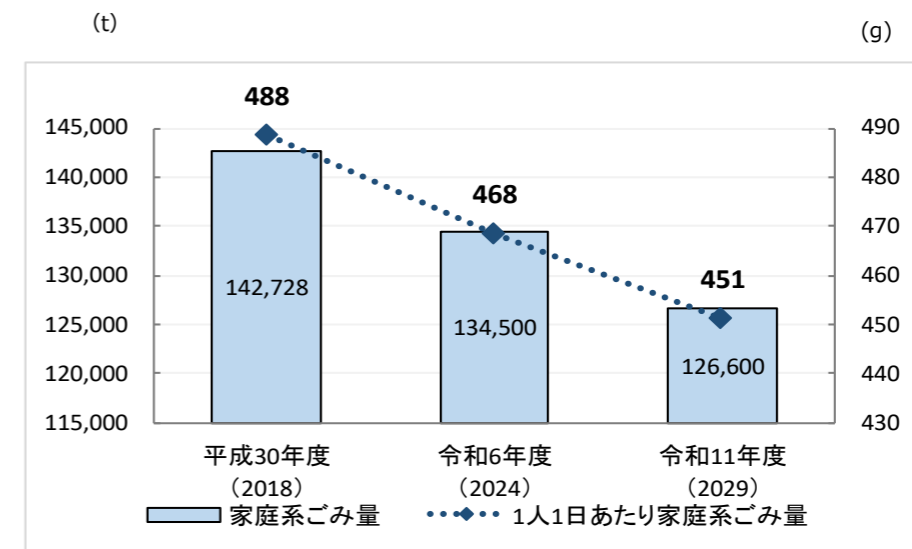
1人1日あたりごみ総排出量は、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量により、平成30(2018)年度の1,006gから、令和11(2029)年度までに953g以下にすることを目標とします。



1人1日あたりごみ総排出量は、令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度実績から53g以上減らします。

### 3.4.3 1人1日あたり家庭系ごみ量

1人1日あたり家庭系ごみ量は、食品ロスの削減、プラスチック類の減量などにより、平成30(2018)年度の488gから、令和11(2029)年度までに451g以下にすることを目標とします。

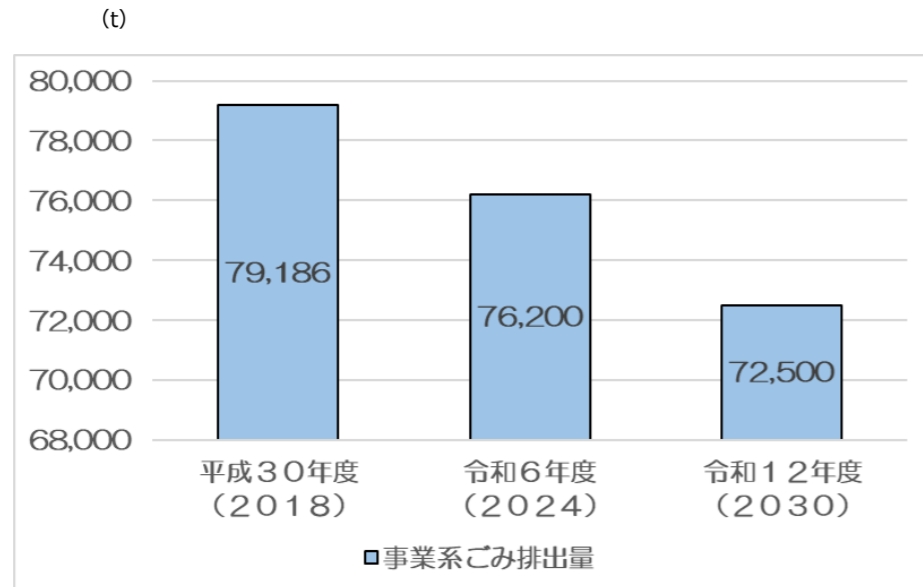


新

1人1日あたり家庭系ごみ量は、令和12(2030)年度までに平成30(2018)年度実績から40g以上減らします。

### 3.4.4 事業系ごみ排出量

事業系ごみ量は、食品ロスの削減や古紙類の搬入規制により、平成30(2018)年度の79,186tから、令和12(2030)年度までに72,500t以下にすることを目標とします。



事業系ごみ排出量は、令和12(2030)年度までに平成30(2018)年度実績から6,700t以上減らします。

### 3.4.5 リサイクル率

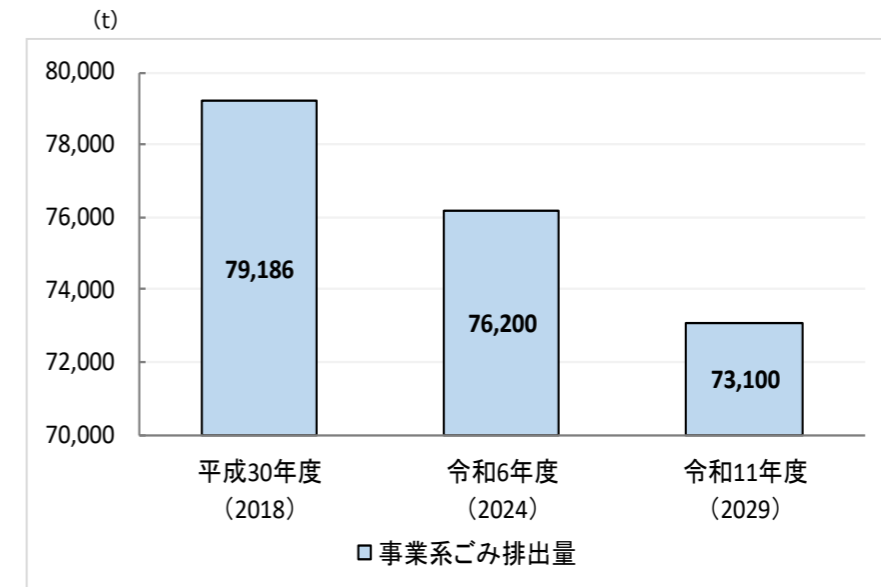
リサイクル率は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底などにより、平成30(2018)年度の26.4%から、令和12(2030)年度までに27.7%以上にすることを目標とします。

旧

1人1日あたり家庭系ごみ量は、令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度実績から37g以上減らします。

### 3.4.4 事業系ごみ排出量

事業系ごみ量は、食品ロスの削減や古紙類の搬入規制により、平成30(2018)年度の79,186tから、令和11(2029)年度までに73,100t以下にすることを目標とします。

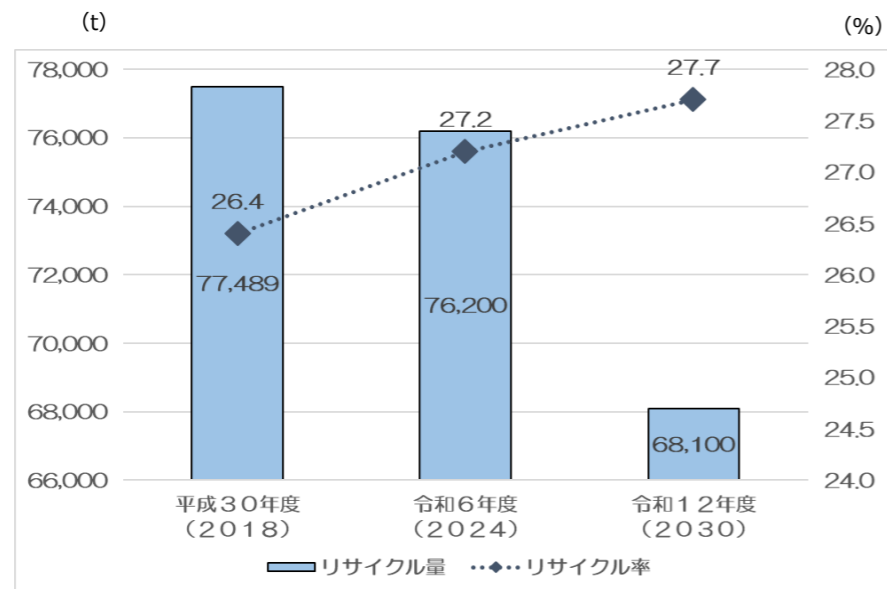


事業系ごみ排出量は、令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度実績から6,100t以上減らします

### 3.4.5 リサイクル率

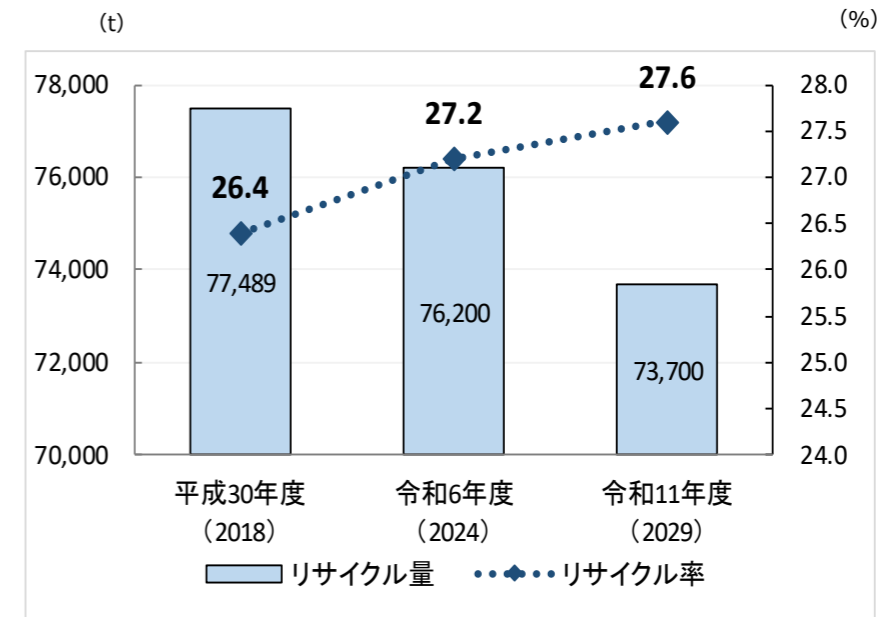
リサイクル率は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底などにより、平成30(2018)年度の26.4%から、令和11(2029)年度までに27.6%以上にすることを目標とします。

新



リサイクル率は、令和 12 (2030) 年度までに 27.7%以上にします。

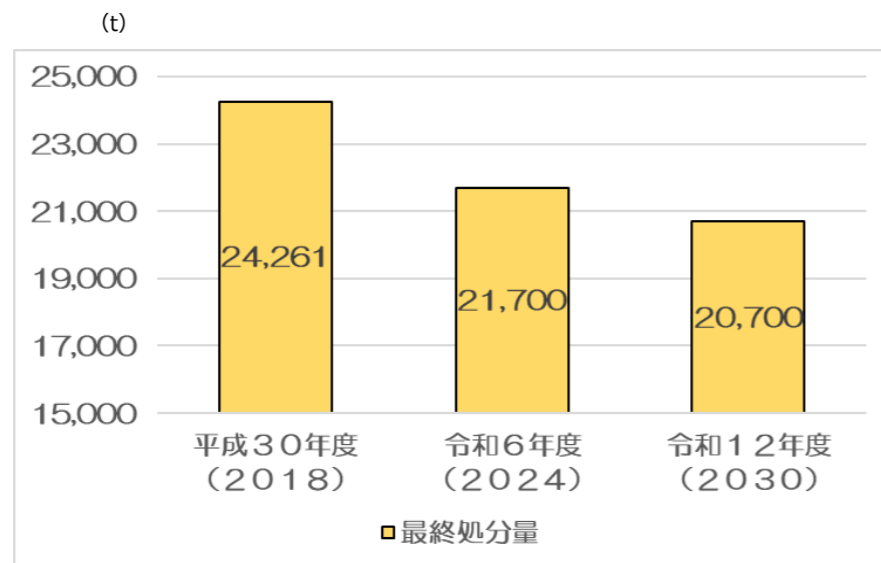
旧



リサイクル率は、令和 11 (2029) 年度までに 27.6%以上にします。

3.4.6 【参考指標】最終処分量

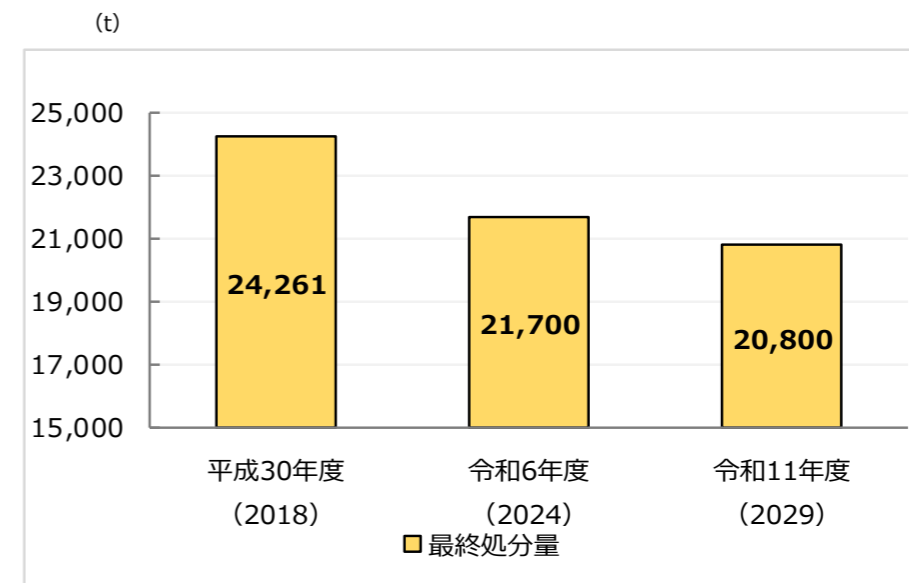
最終処分量は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底などにより、平成 30 (2018) 年度の 24,261t から、令和 12 (2030) 年度までに 20,700t以下にすることを目標とします。



最終処分量は、令和 12 (2030) 年度までに平成 30 (2018) 年度実績から 3,600t以上減らします。

3.4.6 【参考指標】最終処分量

最終処分量は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底などにより、平成 30 (2018) 年度の 24,261t から、令和 11 (2029) 年度までに 20,800t以下にすることを目標とします。

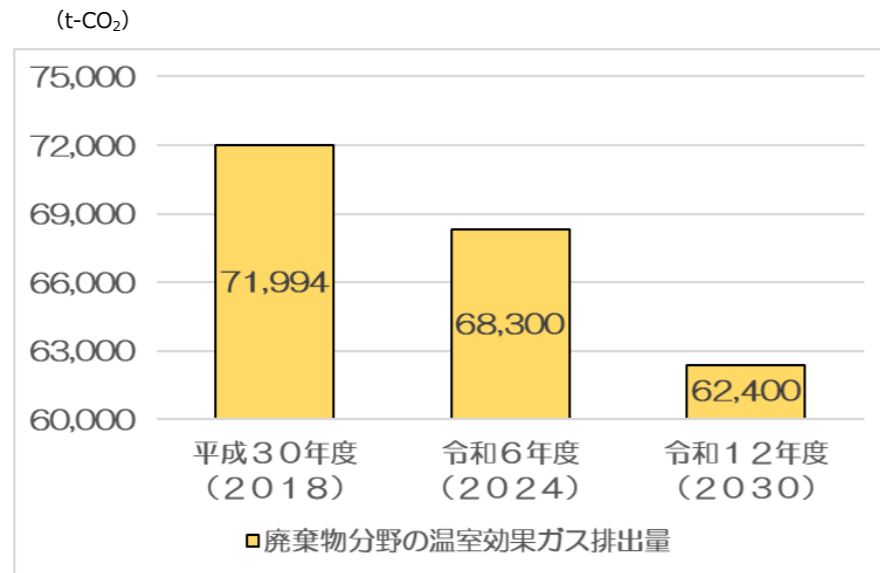


最終処分量は、令和 11 (2029) 年度までに平成 30 (2018) 年度実績から 3,500t以上減らします。

新

### 3.4.7 【参考指標】廃棄物分野の温室効果ガス排出量

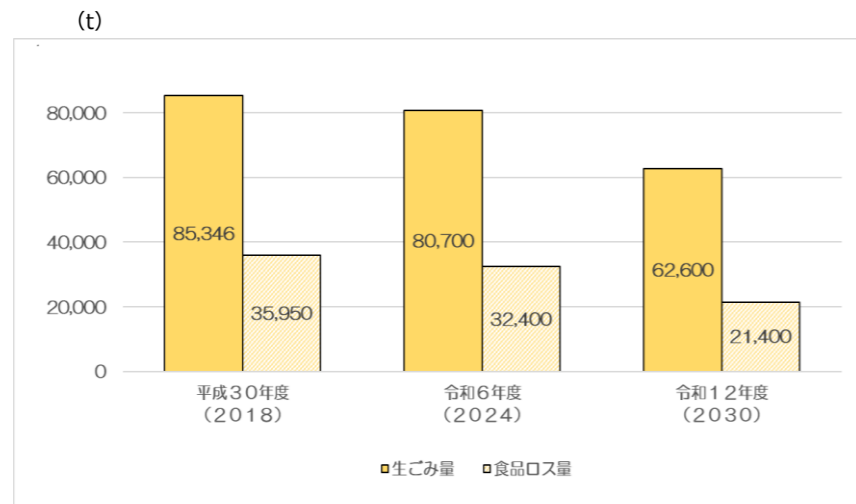
廃棄物分野における温室効果ガス排出量は、ごみ総排出量の減少及び資源物の分別の徹底などにより、平成30(2018)年度の71,994t-CO<sub>2</sub>から、令和12(2030)年度までに62,400t-CO<sub>2</sub>以下にすることを目標とします。



廃棄物分野の温室効果ガス排出量は、令和12(2030)年度までに平成30(2018)年度実績から9,600t-CO<sub>2</sub>以上減らします。

### 3.4.8 【参考指標】生ごみ量・食品ロス量

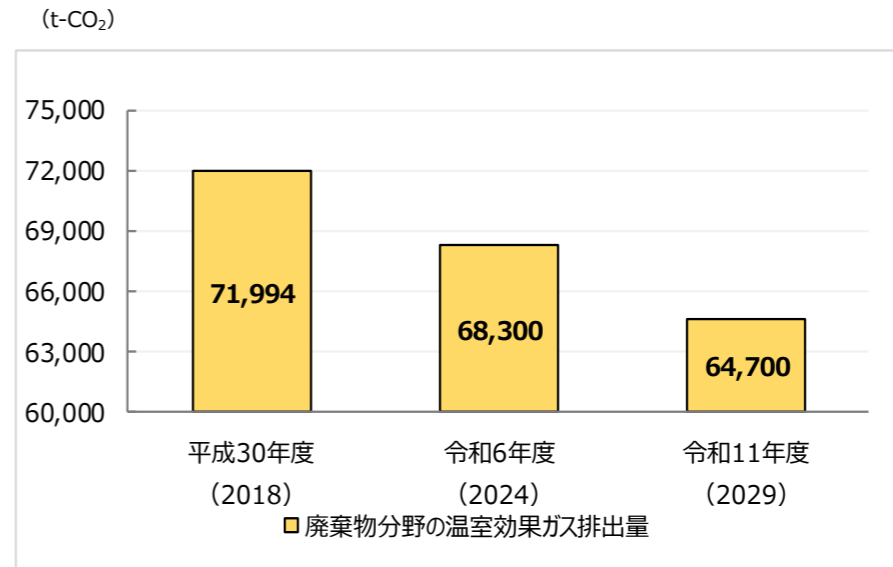
生ごみ量・食品ロス量は、生ごみの水切りや食べきりを推奨すること等により、平成30(2018)年度の生ごみ量85,346t、食品ロス量35,950tから、令和12(2030)年度までに生ごみ量を62,600t以下、食品ロス量を21,400t以下にすることを目標とします。



旧

### 3.4.7 【参考指標】廃棄物分野の温室効果ガス排出量

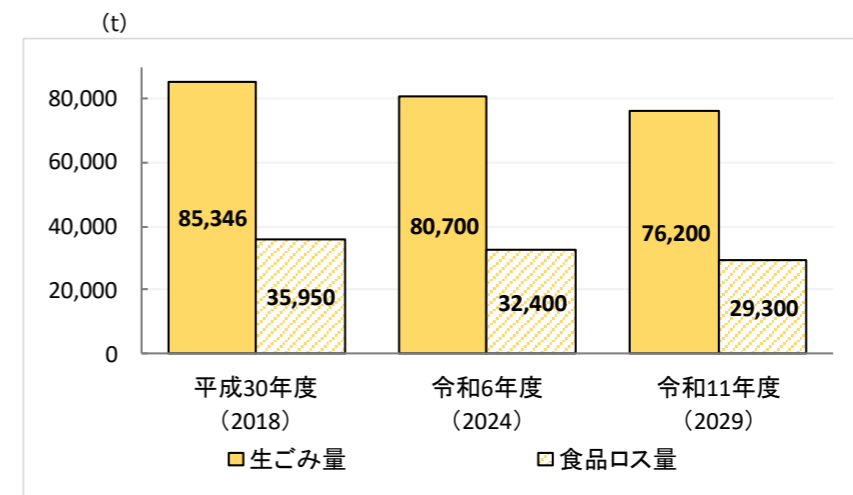
廃棄物分野における温室効果ガス排出量は、ごみ総排出量の減少及び資源物の分別の徹底などにより、平成30(2018)年度の71,994t-CO<sub>2</sub>から、令和11(2029)年度までに64,700t-CO<sub>2</sub>以下にすることを目標とします。



廃棄物分野の温室効果ガス排出量は、令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度実績から7,300t-CO<sub>2</sub>以上減らします。

### 3.4.8 【参考指標】生ごみ量・食品ロス量

生ごみ量・食品ロス量は、生ごみの水切りや食べきりを推奨すること等により、平成30(2018)年度の生ごみ量85,346t、食品ロス量35,950tから、令和11(2029)年度までに生ごみ量を76,200t以下、食品ロス量を29,300t以下にすることを目標とします。

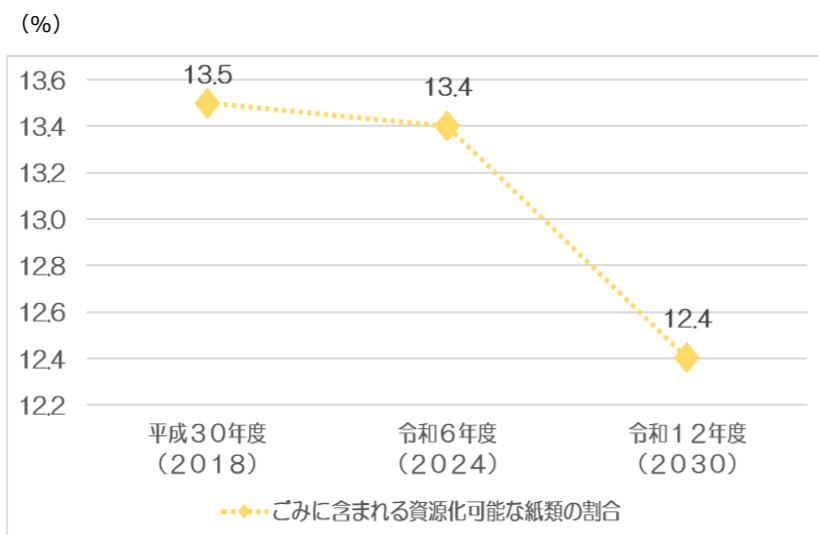


新

生ごみ・食品ロス量は、令和12(2030)年度までに平成30(2018)年度から生ごみ量を22,800t以上、食品ロス量を14,500t以上減らします。

3.4.9 【参考指標】ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合

ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合は、分別の徹底及び事業系古紙類の搬入規制により、平成30(2018)年度の13.5%から、令和12(2030)年度までに12.4%以下にすることを目標とします。



ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合は、令和12(2030)年度までに12.4%以下にします。

第4章 目標達成に向けた施策

(略)

4.1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量

4.1.1 リデュースの推進

(略)

具体的な推進策

●環境にやさしい買い物・マイバッグ運動の推奨

環境にやさしい買い物につながるマイバッグ運動を継続します。

また、レジ袋の有料化を踏まえ、レジ袋の使用削減及び簡易包装を事業者へ推奨するとともに、市民への呼びかけを行います。

主な取り組み

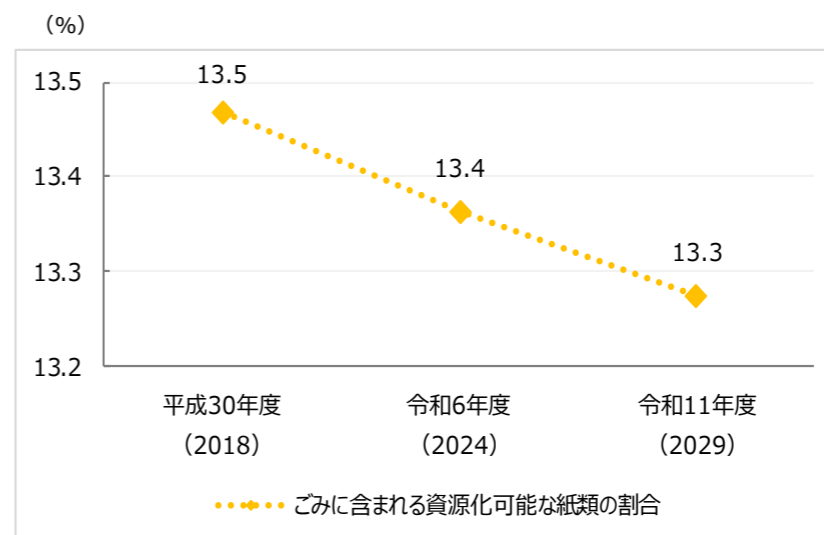
- ・マイバッグ運動 (レジ袋削減運動)
- ・エシカル消費の推進

旧

生ごみ・食品ロス量は、令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度から生ごみ量を9,200t以上、食品ロス量を6,700t以上減らします。

3.4.9 【参考指標】ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合

ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合は、分別の徹底及び事業系古紙類の搬入規制により、平成30(2018)年度の13.5%から、令和11(2029)年度までに13.3%以下にすることを目標とします。



ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合は、令和11(2029)年度までに13.3%以下にします。

第4章 目標達成に向けた施策

(略)

4.1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量

4.1.1 リデュースの推進

(略)

具体的な推進策

●環境にやさしい買い物・マイバッグ運動の推奨

環境にやさしい買い物につながるマイバッグ運動を継続します。

また、令和2(2020)年7月に予定されるレジ袋の有料化を踏まえ、レジ袋の使用削減及び簡易包装を事業者へ推奨するとともに、市民への呼びかけを行います。

主な取り組み

- ・マイバッグ運動 (レジ袋削減運動)
- ・エシカル消費の推進

新	旧
<p>●マイボトルの利用促進 (略)</p> <p>●使い捨て食器の削減 (略)</p>	<p>●マイボトルの利用促進 (略)</p> <p>●使い捨て食器の削減 (略)</p>
<p>4.1.2 生ごみ・食品ロスの減量</p> <p>ごみ全体を減量するため、大きな割合を占める生ごみの減量が重要であることから、重点的に取り組みます。</p> <p>生ごみのうち、食品ロスの削減については、食品ロス削減推進法の動向を踏まえ、市民や飲食店をはじめとした事業者・関係団体等と協働するとともに、組織横断的な体制により積極的に取り組みます。</p>	<p>4.1.2 生ごみ・食品ロスの減量</p> <p>ごみ全体を減量するため、大きな割合を占める生ごみの減量が重要であることから、重点的に取り組みます。</p> <p>生ごみのうち、食品ロスの削減については、食品ロス削減推進法の動向を踏まえ、市民や飲食店をはじめとした事業者・関係団体等と協働し、積極的に取り組みます。</p>
<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●生ごみ減量運動の推進 (略)</p> <p>●食品ロスの削減</p> <p>家庭や飲食店での「食べきり」運動を推奨するほか、アンケートなど実態調査を踏まえて、買い物時から使用時までの間に食品ロスを出さないような意識を高める取り組みを推進します。また、食品ロス削減にもつながるフードバンク活動を支援します。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動」の拡大</li> <li>・持ち帰り・小盛りメニューの提供などによる食べきり協力店の展開</li> <li>・食品ロス削減につながる講座の開催</li> <li>・フードバンク活動及びフレッシュフードシェアの支援</li> <li>・エコレシピコンテストの実施</li> </ul>	<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●生ごみ減量運動の推進 (略)</p> <p>●食品ロスの削減</p> <p>家庭や飲食店での「食べきり」運動を推奨するほか、アンケートなど実態調査を踏まえて、買い物時から使用時までの間に食品ロスを出さないような意識を高める取り組みを検討します。また、食品ロス削減にもつながるフードバンク活動を支援します。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動」の拡大</li> <li>・持ち帰り・小盛りメニューの提供などによる食べきり協力店の展開</li> <li>・食品ロス削減につながる講座の開催</li> <li>・フードバンク活動の支援</li> </ul>
<p>4.1.3 リユースの推進 (略)</p> <p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●リユース機会の提供</p> <p>事業者等との連携により、不用になったものを捨てるのではなく、繰り返し使うリユースに向けて行動しやすい環境を整備します。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースショップの紹介</li> </ul>	<p>4.1.3 リユースの推進 (略)</p> <p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●リユース機会の提供</p> <p>フリーマーケットなど、リユースにつながる取り組みを支援するほか、不用になったものが必要とする人へ届くような仕組みを検討します。</p> <p>また、事業者等との連携により、不用になったものを捨てるのではなく、繰り返し使うリユースに向けて行動しやすい環境を整備します。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケットの開催</li> </ul>



新	旧
<p>・リユースへの行動変容を促す情報発信</p>	<p>・リサイクル品の提供</p>
<p>4.2 さらなる資源循環の推進</p>	<p>4.2 さらなる資源循環の推進</p>
<p>4.2.1 リサイクルの推進</p>	<p>4.2.1 リサイクルの推進</p>
<p>引き続き、資源として再生利用する「リサイクル」の取り組みが必要であることから、さらなる分別の徹底等により資源循環を推進します。</p>	<p>引き続き、資源として再生利用する「リサイクル」の取り組みが必要であることから、さらなる分別の徹底等により資源循環を推進します。</p>
<p>それぞれの資源物について、市況及び取扱業者の動向を注視しながら、施策を実施する必要があります。</p>	<p>それぞれの資源物について、市況及び取扱業者の動向を注視しながら、施策を実施する必要があります。</p>
<p>家庭系ごみについては、これまでの施策を整理することで、より効率的なリサイクルに<u>取り組むほか、新たに製品プラスチックを分別収集し、リサイクルします。</u></p>	<p>家庭系ごみについては、これまでの施策を整理することで、より効率的なリサイクルの<u>取り組みを検討します。</u></p>
<p>事業系ごみについても、適正処理をより一層促進することで、さらなる資源化を進めます。</p>	<p>事業系ごみについても、適正処理をより一層促進することで、さらなる資源化を進めます。</p>
<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●生ごみリサイクルの推進 (略)</p> <p>●製品プラスチックのリサイクル 従来燃やすごみに含んでいた製品プラスチックについて、分別収集の上、再商品化するよう<u>取り組みます。</u></p> <p>●事業所による資源化に向けた取り組みの推奨 事業所から発生するごみが適正に処理されるよう、事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導を継続するほか、必要に応じて「事業系廃棄物処理ガイドライン」の見直しを行います。 また、事業者独自の取り組みを促すため、優良事業者を評価する<u>制度を継続します。</u></p> <p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導</li> <li>・事業用大規模建築物廃棄物管理責任者講習会の開催</li> <li>・事業系廃棄物処理ガイドラインの見直し</li> <li>・環境優良事業者等の認定及びその活動の周知</li> </ul>	<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●生ごみリサイクルの推進 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>●事業所による資源化に向けた取り組みの推奨 事業所から発生するごみが適正に処理されるよう、事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導を継続するほか、必要に応じて「事業系廃棄物処理ガイドライン」の見直しを行います。 また、事業者独自の取り組みを促すため、優良事業者を評価する<u>仕組みを検討します。</u></p> <p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導</li> <li>・事業用大規模建築物廃棄物管理責任者講習会の開催</li> <li>・事業系廃棄物処理ガイドラインの見直し</li> <li>・優良事業者を評価する<u>制度の充実</u></li> </ul>
<p>4.2.2 (略)</p>	<p>4.2.2 (略)</p>
<p>4.2.3 資源物排出機会の提供 (略)</p>	<p>4.2.3 資源物排出機会の提供 (略)</p>
<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●資源物の多様な排出方法の周知 資源物の拠点回収や、自治会等が実施する集団資源回収など、多様な排出方法について周知することで、より資源として排出しやすい環境を整備します。</p>	<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●資源物の多様な排出方法の周知 資源物の拠点回収や、自治会等が実施する集団資源回収など、多様な排出方法について周知することで、より資源として排出しやすい環境を整備します。</p>

新	旧
<p><b>主な取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源物の拠点回収の実施 (古紙類、ペットボトル、乾電池、古布・古着、使用済小型家電)</li> <li>集団資源回収の支援</li> </ul> <p>●効率的な資源物回収の実施 (略)</p>	<p><b>主な取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源物の拠点回収の実施 (古紙類、ペットボトル、乾電池、古布・古着、使用済小型家電、<u>廃食用油</u>)</li> <li>集団資源回収の支援</li> </ul> <p>●効率的な資源物回収の実施 (略)</p>
<p>4.3 意識啓発の推進 4.3.1 情報提供の充実 (略)</p>	<p>4.3 意識啓発の推進 4.3.1 情報提供の充実 (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>具体的な推進策</b></p> <p>●継続的で分かりやすい情報発信 ごみの出し方など重要な情報については、継続的にきめ細やかで分かりやすい情報発信を多様な媒体を通じて行い、幅広い市民へ正しい情報が伝わるよう工夫します。なお、家庭ごみ収集カレンダーの配布事業は、他政令指定都市の状況等を参考に、適宜、内容の見直しを検討します。</p> <p><b>主な取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ分別百科事典の配布</li> <li>家庭ごみの分け方・出し方の配布</li> <li>家庭ごみ収集カレンダーの配布</li> <li><u>ごみ分別アプリの配信</u></li> <li><u>新潟市ごみ関連チャットボットの活用</u></li> </ul> <p>●対象を明確化した情報提供の強化 対象を明確化し、それに合致した広報媒体や内容を選定することで、効果的な情報提供に努めます。特に、ごみの出し方について不慣れな転入者や学生などへの情報提供を充実させます。</p> <p><b>主な取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域向け出前講座の実施</li> <li>大学及び専門学校を通じた情報提供</li> <li>集合住宅を対象とした啓発の実施</li> <li>転入時のごみ出しに関する情報提供</li> </ul> <p>●多様な手法による情報提供 市民・事業者が情報を目にする機会を増やすため、多様な媒体の活用を努めます。また、情報媒体の存在自体を広く周知することで、情報を入手しやすい環境を整えます。</p> <p><b>主な取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サイチョプレスの発行</li> <li>SNS やごみ分別アプリなど、多様な媒体を活用した情報発信</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>具体的な推進策</b></p> <p>●継続的で分かりやすい情報発信 ごみの出し方など重要な情報については、継続的にきめ細やかで分かりやすい情報発信を行い、幅広い市民へ正しい情報が伝わるよう工夫します。なお、家庭ごみ収集カレンダーの配布事業は、他政令指定都市の状況等を参考に、適宜、内容の見直しを検討します。</p> <p><b>主な取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ分別百科事典の配布</li> <li>家庭ごみの分け方・出し方の配布</li> <li>家庭ごみ収集カレンダーの配布</li> </ul> <p>●対象を明確化した情報提供の強化 対象を明確化し、それに合致した広報媒体や内容を選定することで、効果的な情報提供に努めます。特に、ごみの出し方について不慣れな転入者や学生などへの情報提供を充実させます。</p> <p><b>主な取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域向け出前講座の実施</li> <li>大学及び専門学校での説明会の実施</li> <li>集合住宅を対象とした啓発の実施</li> <li>転入時のごみ出しに関する情報提供</li> </ul> <p>●多様な手法による情報提供 市民・事業者が情報を目にする機会を増やすため、多様な媒体の活用を努めます。また、情報媒体の存在自体を広く周知することで、情報を入手しやすい環境を整えます。</p> <p><b>主な取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サイチョプレスの発行</li> <li><u>ごみ分別アプリ、ごみ分別検索サービスの配信</u></li> </ul>

新	旧
<p>●情報の多言語化 ごみの出し方など特に重要な情報については多言語化を進めることで、居住する外国人への情報提供を充実させます。</p> <p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの分け方・出し方（外国語版）の配布</li> <li>・ごみ分別アプリの多言語化</li> </ul>	<p>●情報媒体の多言語化 <u>情報媒体のうち</u>、ごみの出し方など特に重要な情報については多言語化を進めることで、居住する外国人への情報提供を充実させます。</p> <p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの分け方・出し方（外国語版）の配布</li> <li>・ごみ分別アプリの多言語化</li> </ul>
<p>4.3.2 環境教育の推進 (略)</p>	<p>4.3.2 環境教育の推進 (略)</p>
<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p>	<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p>
<p>●子どもを対象とした環境学習の充実 (略)</p>	<p>●子どもを対象とした環境学習の充実 (略)</p>
<p>●若年層への意識啓発 (略)</p>	<p>●若年層への意識啓発 (略)</p>
<p>●ごみ減量・資源化につながる教育環境の整備 意欲的に学習したい人へ学びの場を提供するため、自治会などの団体への出前講座を継続します。また、多様な手法でのごみ減量・資源化の推進につながるよう、講座の内容や施設見学などを充実させることで、教育環境を整備します。</p> <p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域向け出前講座の実施（再掲）</li> <li>・イベントにおけるごみ分別の啓発</li> <li>・施設見学の実施</li> </ul>	<p>●ごみ減量・資源化につながる教育環境の整備 意欲的に学習したい人へ学びの場を提供するため、自治会などの団体への出前講座を継続します。また、多様な手法でのごみ減量・資源化の推進につながるよう、講座の内容や施設見学などを充実させることで、教育環境を整備します。</p> <p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会などの団体に出前講座の実施</li> <li>・イベントにおけるごみ分別の啓発</li> <li>・施設見学の実施</li> </ul>
<p>4.4 市民サービスの向上</p>	<p>4.4 市民サービスの向上</p>
<p>4.4.1 (略)</p>	<p>4.4.1 (略)</p>
<p>4.4.2 家庭系ごみ処理手数料の市民還元 家庭系ごみ処理手数料収入は、「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」「地域コミュニティ活動の振興」に「<u>未来投資に向けた取り組み</u>」を加えた四本柱へ活用していきます。 また、既存事業についても適宜見直しを図ります。</p>	<p>4.4.2 家庭系ごみ処理手数料の市民還元 家庭系ごみ処理手数料収入は、「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」及び「地域コミュニティ活動の振興」の三本柱への活用を継続しながら、次世代につながる未来投資的な施策を新たな柱として検討します。 また、既存事業についても適宜見直しを図ります。</p>
<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p>	<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p>
<p>●四本柱への活用と既存事業の見直し 引き続き四本柱へ活用しながら、限られたごみ処理手数料収入の中で、適宜、個々の既存事業内容についての見直しを図ります。</p>	<p>●三本柱への活用と既存事業の見直し 引き続き三本柱へ活用しながら、限られたごみ処理手数料収入の中で、適宜、個々の既存事業内容についての見直しを図ります。</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>●効率的な活用方法の検討 (略)</p>	<p>●新たな柱として次世代につながる未来投資的な施策の検討 食品ロス削減や廃プラスチック対策などの新たな課題への対応のほか、さらなる資源循環・低炭素社会の構築に向けて、有効な先進技術の活用や環境課題の解決に向けた起業への支援、安定かつ持続可能なごみ処理体制の構築や環境教育の充実など、新たな柱として次世代につながる未来投資的な施策の検討を進めます。</p> <p>●効率的な活用方法の検討 (略)</p>
<p>4.5 地域の環境美化の推進 4.5.1 地域全体の環境美化の推進 (略)</p>	<p>4.5 地域の環境美化の推進 4.5.1 地域全体の環境美化の推進 (略)</p>
<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●環境美化活動の支援 (略)</p> <p>●地域と連携した環境美化の推進 (略)</p> <p>●環境美化意識やマナーの向上に向けた意識啓発 環境教育の一環として、ほい捨ての抑制といったマナーの向上を図るほか、環境美化活動への参加を通じた環境美化意識の向上を図るため、特に若年層が参加しやすい手法についても検討します。 また、近年社会問題化している海洋ごみについては、まちなかで発生したごみが「海ごみ」につながることに、周知・啓発を進めます。 <u>主な取り組み</u> ・若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討 (SNS 等による啓発強化等) <u>(再掲)</u></p>	<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●環境美化活動の支援 (略)</p> <p>●地域と連携した環境美化の推進 (略)</p> <p>●環境美化意識やマナーの向上に向けた意識啓発 環境教育の一環として、ほい捨ての抑制といったマナーの向上を図るほか、環境美化活動への参加を通じた環境美化意識の向上を図るため、特に若年層が参加しやすい手法についても検討します。 また、近年社会問題化している海洋ごみについては、まちなかで発生したごみが「海ごみ」につながることに、周知・啓発を進めます。 <u>主な取り組み</u> ・若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討 (SNS 等による啓発強化等)</p>
<p>4.5.2 (略)</p>	<p>4.5.2 (略)</p>
<p>4.6 安定かつ効率的な収集・処理体制 4.6.1 (略)</p> <p>4.6.2 ごみ処理施設の統合及び更新 (略)</p>	<p>4.6 安定かつ効率的な収集・処理体制 4.6.1 (略)</p> <p>4.6.2 ごみ処理施設の統合及び更新 (略)</p>
<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●焼却施設の統合と更新 施設統合と更新について、点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及び温室効果ガス排出量低</p>	<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●焼却施設の統合と更新 施設統合と更新について、点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及び温室効果ガス排出量低</p>

新	旧
<p>減の観点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターと更新施設の2施設に統合します。 更新する施設は、立地条件や必要面積などから亀田清掃センターとし、<u>令和12年度の稼働開始に向け、建替事業を進めます。</u> なお、停止する施設は、市民の持ち込みの中継施設とし、市民サービスを維持します。</p>	<p>減の観点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターと更新施設の2施設に統合します。 更新する施設は、立地条件や必要面積などから亀田清掃センターとし、<u>更新(建替)に向け整備を進めます。</u> なお、停止する施設は、市民の持ち込みの中継施設とし、市民サービスを維持します。</p>
<p>●<u>破碎・選別施設のあり方検討</u> 稼働状況や今後のごみ量、必要経費の比較を踏まえ、施設の統合や民間処理委託を進めます。</p>	<p>●<u>破碎・選別施設のあり方検討</u> 稼働状況や今後のごみ量、必要経費の比較を踏まえ、施設の統合や民間処理委託を<u>検討</u>します。</p>
<p>4.7 低炭素社会に向けた体制整備 4.7.1 低炭素社会に向けた処理施設の活用 (略)</p>	<p>4.7 低炭素社会に向けた体制整備 4.7.1 低炭素社会に向けた処理施設の活用 (略)</p>
<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●<u>廃棄物エネルギーの利活用</u> 施設の統合・更新により、すべての焼却施設で廃棄物発電を行うことで、発電量を向上させます。</p> <p>●<u>発電電力の地産地消</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●<u>廃棄物エネルギーの利活用</u> 施設の統合・更新により、すべての焼却施設で廃棄物発電を行うことで、発電量を向上させます。<u>また、余熱の地域での活用のほか、農業が盛んな特性を活かし、産業振興など多用途での利用拡大に向けた検討を進めます。</u></p> <p>●<u>発電電力の地産地消</u> (略)</p>
<p>4.7.2 廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進 (略)</p> <p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●<u>バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入拡大の検討</u> 温室効果ガス削減の観点から、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋の導入<u>拡大</u>について検討を進めます。</p>	<p>4.7.2 廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進 (略)</p> <p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●<u>バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入検討</u> 温室効果ガス削減の観点から、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋の導入の<u>検討</u>を進めます。</p>
<p>4.8 大規模災害に備えた体制整備 4.8.1 (略)</p> <p>4.8.2 災害時も稼働できる処理施設の整備 災害時も安定的な廃棄物処理が行えるよう、新たな焼却施設を整備する際には、災害時も稼働できる施設とするほか、発電による電力供給等の施設特性を活かし、防災拠点として活用します。</p>	<p>4.8 大規模災害に備えた体制整備 4.8.1 (略)</p> <p>4.8.2 災害時も稼働できる処理施設の整備 災害時も安定的な廃棄物処理が行えるよう、新たな焼却施設を整備する際には、災害時も稼働できる施設とするほか、発電による電力供給等の施設特性を活かし、<u>防災拠点としての活用を検討</u>します。</p>
<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●<u>災害時も稼働できる焼却施設の整備</u> 災害時に早期に処理体制を復旧するため、<u>亀田清掃センターの建替施設は、耐震性の強化や大</u></p>	<p style="text-align: center;">具体的な推進策</p> <p>●<u>災害時も稼働できる焼却施設の整備</u> 災害時に早期に処理体制を復旧するため、<u>新たな焼却施設を整備する際は、耐震性の強化や大</u></p>

新	旧
<p>型の非常用発電機の設置など、災害時にも稼働できる施設とします。</p>	<p>型の非常用発電機の設置など、災害時にも稼働できる施設とします。</p>
<p>●廃棄物施設の防災拠点としての活用            発電による電力供給等の施設特性を活かし、避難所機能として活用します。</p>	<p>●廃棄物施設の防災拠点としての活用検討            発電による電力供給等の施設特性を活かし、避難所機能としての活用を検討します。</p>

新				
3 生活排水処理編				
第1章 (略)				
第2章 生活排水処理の目標と方針				
2.1・2.2 (略)				
2.3 数値目標				
2.3.1 生活排水処理の目標				
公共下水道等への接続の推進、合併処理浄化槽の普及推進により、生活排水処理率 <u>86.7%</u> を中間見直し後の目標とします。				
計画処理区域は市内全域とします。				
なお、関係法令の改正や関連計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合は、適宜見直しを行います。				
表 27 目標年度における生活排水の処理形態別人口				
		平成 30 (2018) 年度 (実績)	令和 6 (2024) 年度 (中間目標)	令和 12 (2030) 年度 (最終目標)
計画処理区域内人口	人	789,897	775,761	<u>731,371</u>
	%	100.0	100.0	100.0
生活排水処理人口	人	646,340	652,602	<u>633,753</u>
	%	81.8	84.1	<u>86.7</u>
下水道水洗化人口	人	615,423	622,410	<u>590,343</u>
	%	77.9	80.2	<u>80.7</u>
浄化槽人口	人	152,302	139,257	<u>130,263</u>
	%	19.3	18.0	<u>17.8</u>
農業集落排水施設	人	3,909	3,839	<u>3,712</u>
	%	0.5	0.5	<u>0.5</u>
合併処理浄化槽	人	27,008	26,353	<u>39,698</u>
	%	3.4	3.4	<u>5.4</u>
単独処理浄化槽	人	121,385	109,065	<u>86,853</u>
	%	15.4	14.1	<u>11.9</u>
し尿汲み取り人口	人	22,172	14,094	<u>10,765</u>
	%	2.8	1.8	<u>1.5</u>
生活雑排水未処理人口	人	143,557	123,159	<u>97,618</u>
	%	18.2	15.9	<u>13.3</u>
● 人口については、下水道中期ビジョンなどとの整合を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく				

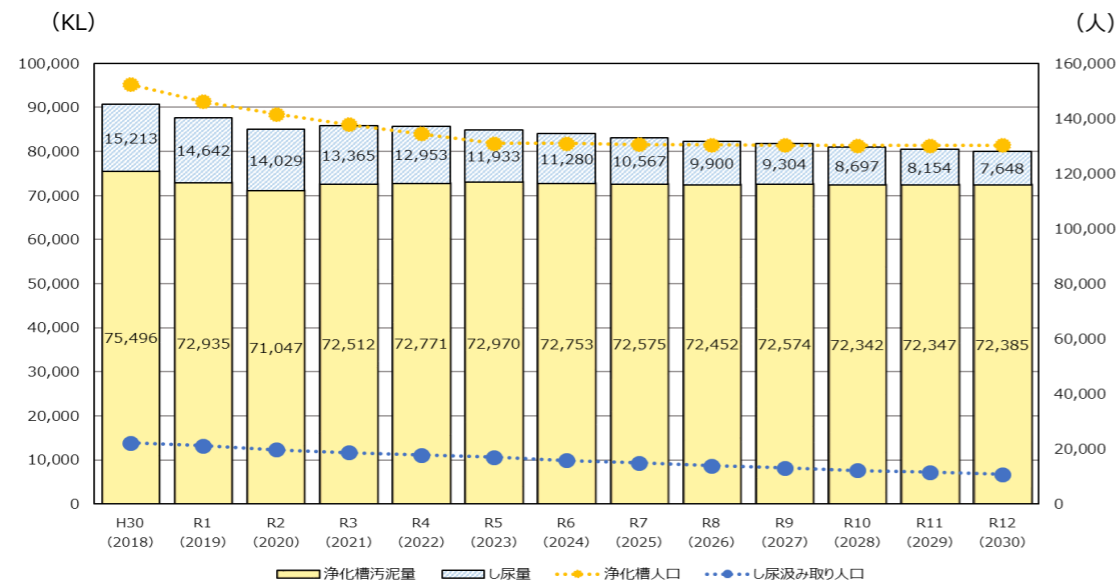
旧				
3 生活排水処理編				
第1章 (略)				
第2章 生活排水処理の目標と方針				
2.1・2.2 (略)				
2.3 数値目標				
2.3.1 生活排水処理の目標				
公共下水道等への接続の推進、合併処理浄化槽の普及推進により、生活排水処理率 <u>85.0%</u> を目標とします。				
計画処理区域は市内全域とします。				
なお、関係法令の改正や関連計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合は、適宜見直しを行います。				
表 27 目標年度における生活排水の処理形態別人口				
		平成 30 (2018) 年度 (実績)	令和 6 (2024) 年度 (中間目標)	令和 11 (2029) 年度 (最終目標)
計画処理区域内人口	人	789,897	775,761	<u>757,594</u>
	%	100.0	100.0	100.0
生活排水処理人口	人	646,340	652,602	<u>644,256</u>
	%	81.8	84.1	<u>85.0</u>
下水道水洗化人口	人	615,423	622,410	<u>614,700</u>
	%	77.9	80.2	<u>81.1</u>
浄化槽人口	人	152,302	139,257	<u>131,898</u>
	%	19.3	18.0	<u>17.4</u>
農業集落排水施設	人	3,909	3,839	<u>3,749</u>
	%	0.5	0.5	<u>0.5</u>
合併処理浄化槽	人	27,008	26,353	<u>25,807</u>
	%	3.4	3.4	<u>3.4</u>
単独処理浄化槽	人	121,385	109,065	<u>102,342</u>
	%	15.4	14.1	<u>13.5</u>
し尿汲み取り人口	人	22,172	14,094	<u>10,996</u>
	%	2.8	1.8	<u>1.5</u>
生活雑排水未処理人口	人	143,557	123,159	<u>113,338</u>
	%	18.2	15.9	<u>15.0</u>
● 人口については、下水道中期ビジョンなどとの整合を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく				

新

● 四捨五入の関係で、内訳の割合(%)の合計が100%にならない場合がある

2.3.2 し尿・浄化槽汚泥の発生量予測

し尿汲み取り人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥の発生量も減少が見込まれます。



※令和5年度までは実績値、令和6年度以降は中間見直しで推計しなおした予測値

図 31 し尿・浄化槽汚泥の発生量の予測

表 28 目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の発生量

	平成 30 (2018) 年度 (実績)		令和 6 (2024) 年度 (中間目標)		令和 12 (2030) 年度 (最終目標)	
	年間量	日量	年間量	日量	年間量	日量
し尿量	15,213	42	9,568	26	7,648	21
浄化槽汚泥量	75,496	207	66,586	182	72,385	198
合計	90,709	249	76,154	208	80,033	219

※令和6年度中間目標は、当初計画策定時に設定したもの

第3章 目標達成に向けた施策

方針1 地域に応じた生活排水処理の推進

施策 1.1 公共下水道等への接続の推進

公共下水道等により生活排水を処理する区域においては、全ての対象世帯等に対し適切な指導・啓発を行い、水洗化率の向上に努めます。

旧

● 四捨五入の関係で、内訳の割合(%)の合計が100%にならない場合がある

2.3.2 し尿・浄化槽汚泥の発生量予測

し尿汲み取り人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥の発生量も減少が見込まれます。

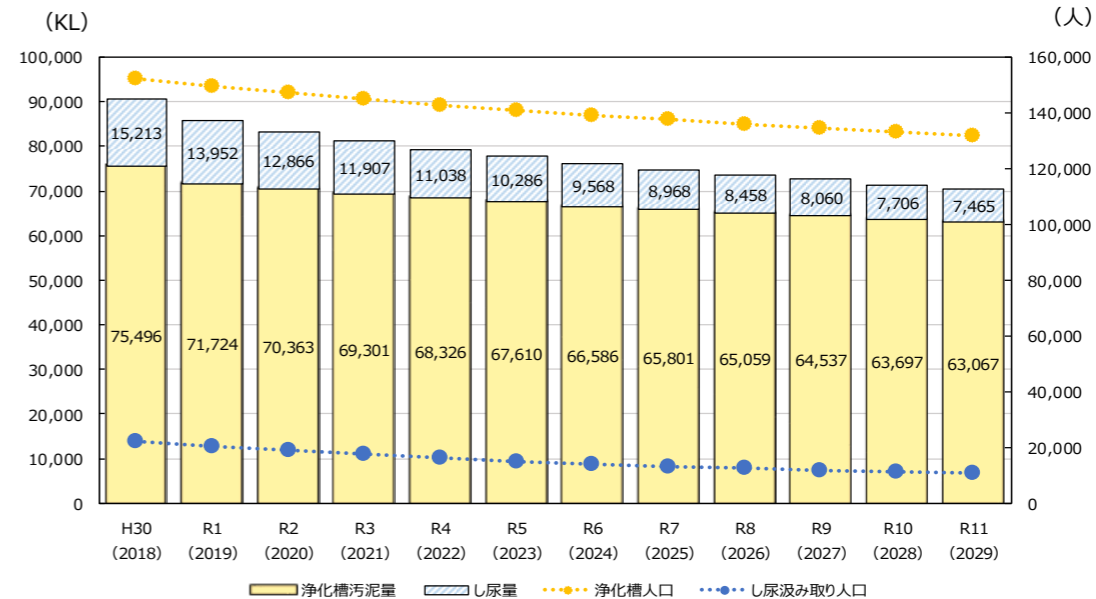


図 31 し尿・浄化槽汚泥の発生量の予測

表 28 目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の発生量

	平成 30 (2018) 年度 (実績)		令和 6 (2024) 年度 (中間目標)		令和 11 (2029) 年度 (最終目標)	
	年間量	日量	年間量	日量	年間量	日量
し尿量	15,213	42	9,568	26	7,465	20
浄化槽汚泥量	75,496	207	66,586	182	63,067	173
合計	90,709	249	76,154	208	70,532	193

第3章 目標達成に向けた施策

方針1 地域に応じた生活排水処理の推進

施策 1.1 公共下水道等への接続の推進

公共下水道等により生活排水を処理する区域においては、全ての対象世帯等に対し適切な指導・啓発を行い、接続率の向上に努めます。



新					旧								
施策 1.2 (略)  方針 2・方針 3 (略)  4 巻末資料 1.1 ごみ量推計 中間見直しにあたり、令和 5 年度までの実績を踏まえてごみ量を推計し、最終目標を設定し直しました。 本計画期間中は、実績と目標を比較することにより、施策の達成状況を確認していきます。					施策 1.2 (略)  方針 2・方針 3 (略)  4 巻末資料 1.1 ごみ量推計 ごみ量推計については、人口減少分及びこれまでの傾向でごみ量が推移すると仮定し、単純推計をしました。 そこから、施策実施による効果を見込み、中間目標及び最終目標を設定しています。 本計画期間中は、実績と目標を比較することにより、施策の達成状況を確認していきます。								
区分	平成 30 (2018)年度		令和 6 (2024)年度		令和 12 (2030)年度		区分	平成 30 (2018)年度		令和 6 (2024)年度		令和 11 (2029)年度	
	実績	単純推計	中間目標	最終目標	実績	単純推計		中間目標	単純推計	最終目標			
人口 (人)	800,582		786,446		739,566		人口 (人)	800,582		786,446		768,279	
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	997	977	911	1人1日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	997	977	991	953		
	1人1日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	485	468	448	1人1日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	485	468	484	451		
	事業系ごみ排出量 (t)	79,186	77,682	76,200	72,500	事業系ごみ排出量 (t)	79,186	77,682	76,200	75,861	73,100		
	リサイクル率 (%)	26.4	26.0	27.2	27.7	リサイクル率 (%)	26.4	26.0	27.2	25.8	27.6		
参考指標	最終処分量 (t)	24,261	22,043	21,700	20,700	最終処分量 (t)	24,261	22,043	21,700	21,513	20,800		
	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	71,994	70,266	68,300	62,400	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	71,994	70,266	68,300	68,436	64,700		
	生ごみ量 (t)	85,346	83,250	80,700	62,600	生ごみ量 (t)	85,346	83,250	80,700	80,993	76,200		
	食品ロス量 (t)	35,950	35,081	32,400	21,400	食品ロス量 (t)	35,950	35,081	32,400	34,139	29,300		
	ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.4	12.4	ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.4	13.5	13.3		

新	旧
1.1.1 (略)	1.1.1 (略)





新

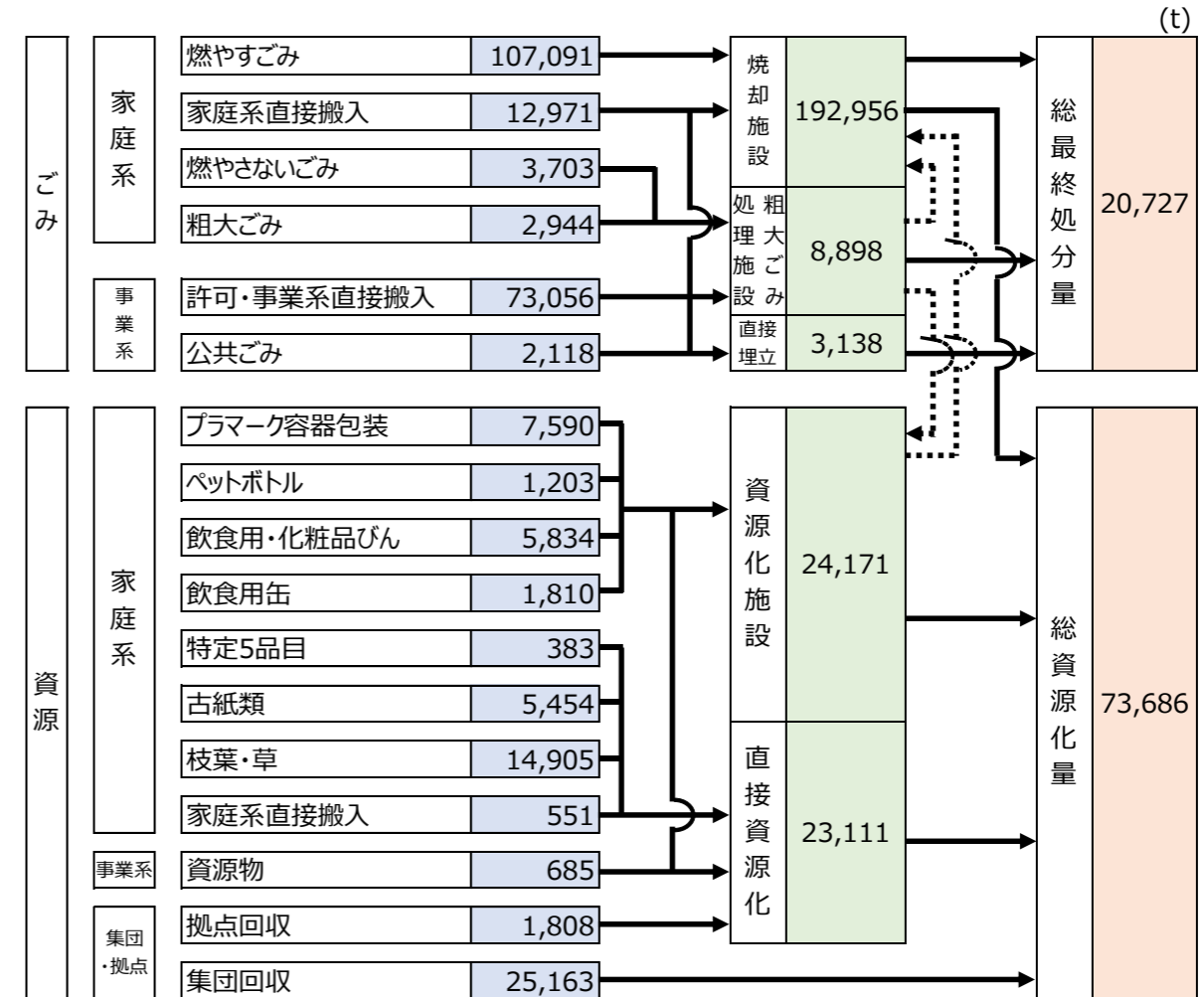
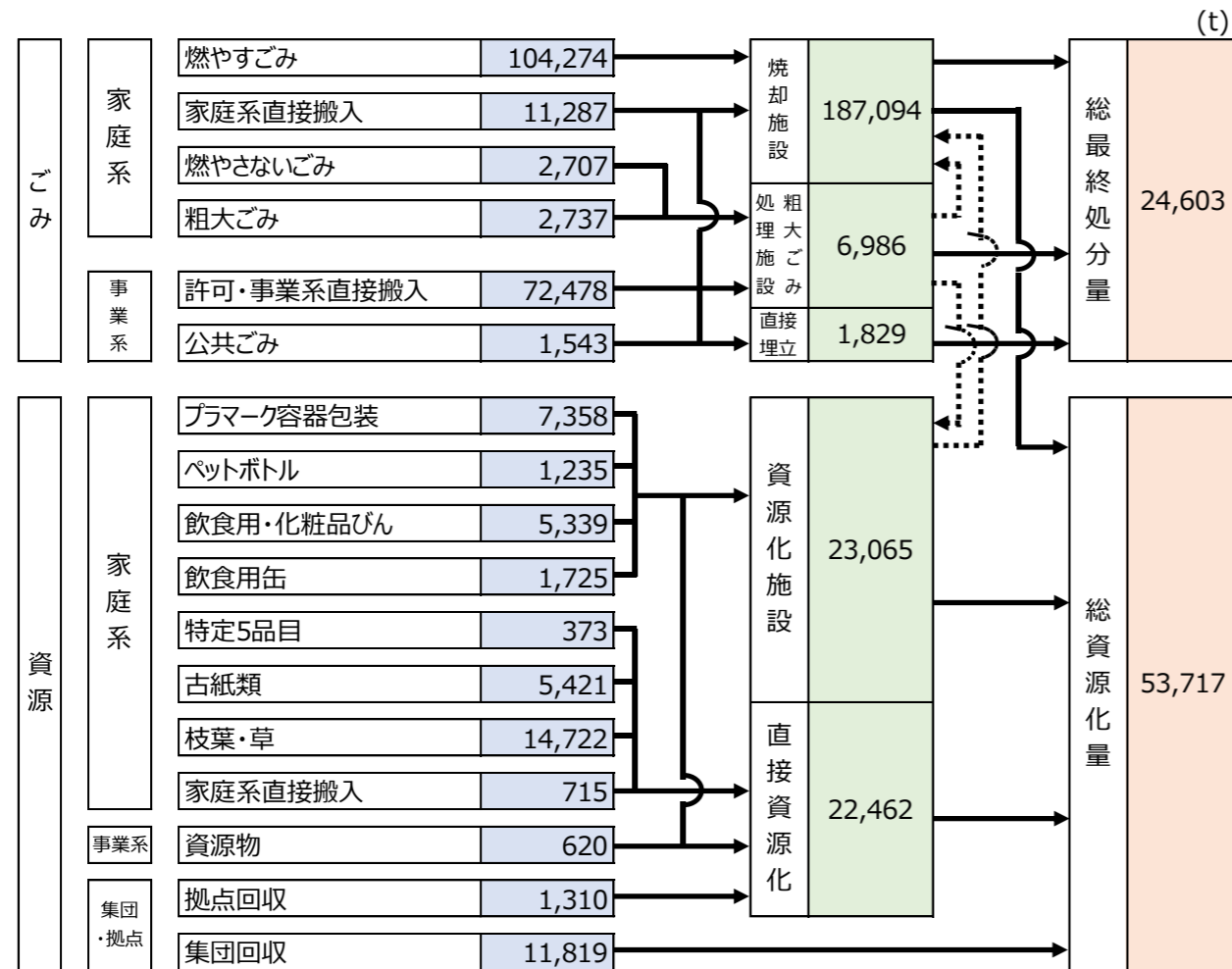
旧

1.1.3 (略)

1.1.3 (略)

1.1.4 ごみ処理フロー（令和12（2030）年度見込）

1.1.4 最終目標達成時のごみ処理フロー（令和11（2029）年度）



家庭系ごみ計 157,893

事業系ごみ計 74,641

集团回収・拠点回収計 13,129

ごみ総排出量 245,663

※家庭系ごみ+事業系ごみ+集团回収・拠点回収

1人1日あたりのごみ総排出量(g) 911

※ごみ総排出量÷人口÷年間日数×10<sup>6</sup>

リサイクル率 21.9%

※資源化量÷ごみ総排出量×100

最終処分率 10.0%

※最終処分量÷ごみ総排出量×100

家庭系ごみ計 164,439

事業系ごみ計 75,859

集团回収・拠点回収計 26,971

ごみ総排出量 267,269

※家庭系ごみ+事業系ごみ+集团回収・拠点回収

1人1日あたりのごみ総排出量(g) 953

※ごみ総排出量÷人口÷年間日数×10<sup>6</sup>

リサイクル率 27.6%

※資源化量÷ごみ総排出量×100

最終処分率 7.8%

※最終処分量÷ごみ総排出量×100

## 1.2 生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生量予測

		実績値						予測値						
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
計画処理区域内人口	人	789,897	786,006	782,107	776,468	770,863	764,193	759,504	754,815	750,126	745,437	740,749	736,060	731,371
	%	100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活雑排水処理人口	人	646,340	650,050	652,272	652,186	653,262	650,903	648,921	646,755	644,425	641,945	639,335	636,600	633,753
	%	81.8	82.7	83.4	84.0	84.7	85.2	85.4	85.7	85.9	86.1	86.3	86.5	86.7
下水道水洗化人口	人	615,423	618,775	620,795	619,979	618,683	616,283	612,700	609,336	605,807	602,129	598,321	594,388	590,343
	%	77.9	78.7	79.4	79.8	80.3	80.6	80.7	80.7	80.8	80.8	80.8	80.8	80.7
浄化槽人口	人	152,302	146,120	141,547	137,875	134,451	130,957	130,926	130,605	130,383	130,247	130,186	130,194	130,263
	%	19.3	18.6	18.1	17.8	17.4	17.1	17.2	17.3	17.4	17.5	17.6	17.7	17.8
農業集落排水施設	人	3,909	3,890	3,921	3,910	3,915	3,879	3,855	3,831	3,808	3,784	3,760	3,736	3,712
	%	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
合併処理浄化槽	人	27,008	27,385	27,556	28,297	30,664	30,741	32,366	33,588	34,810	36,032	37,254	38,476	39,698
	%	3.4	3.5	3.5	3.6	4.0	4.0	4.3	4.4	4.6	4.8	5.0	5.2	5.4
単独処理浄化槽	人	121,385	114,845	110,070	105,668	99,872	96,337	94,705	93,186	91,765	90,431	89,172	87,982	86,853
	%	15.4	14.6	14.1	13.6	13.0	12.6	12.5	12.3	12.2	12.1	12.0	12.0	11.9
し尿汲み取り人口	人	22,172	21,111	19,765	18,614	17,729	16,953	15,878	14,874	13,936	13,061	12,242	11,478	10,765
	%	2.8	2.7	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5
生活雑排水未処理人口	人	143,557	135,956	129,835	124,282	117,601	113,290	110,583	108,060	105,701	103,492	101,414	99,460	97,618
	%	18.2	17.3	16.6	16.0	15.3	14.8	14.6	14.3	14.1	13.9	13.7	13.5	13.3

し尿		15,213	14,642	14,029	13,365	12,953	11,933	11,280	10,567	9,900	9,304	8,697	8,154	7,648
浄化槽汚泥量	KL	75,496	72,935	71,047	72,512	72,771	72,970	72,753	72,575	72,452	72,574	72,342	72,347	72,385
合計		90,709	87,577	85,076	85,877	85,724	84,903	84,033	83,142	82,352	81,878	81,039	80,501	80,033

- 人口については、下水道中期ビジョンなどとの整合を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく
- 四捨五入の関係で、内訳の割合（％）の合計が100%にならない場合がある

1.3～1.7 （略）

新	旧												
	1.2 生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生量予測												
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画処理区域内人口	人	789,897	788,497	787,097	784,263	781,429	778,595	775,761	772,927	769,094	765,261	761,427	757,594
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活雑排水処理人口	人	646,340	649,210	651,674	652,350	652,711	652,788	652,602	652,171	650,510	648,631	646,544	644,256
	%	81.8	82.3	82.8	83.2	83.5	83.8	84.1	84.4	84.6	84.8	84.9	85.0
下水道処理人口	人	679,500	678,968	678,604	677,005	675,409	673,810	672,184	670,542	668,030	665,512	662,983	660,448
下水道普及率	%	86.0	86.1	86.2	86.3	86.4	86.5	86.6	86.8	86.9	87.0	87.1	87.2
下水道水洗化人口	人	615,423	618,409	620,989	621,789	622,273	622,473	622,410	622,102	620,570	618,819	616,860	614,700
	%	77.9	78.4	78.9	79.3	79.6	79.9	80.2	80.5	80.7	80.9	81.0	81.1
浄化槽人口	人	152,302	149,593	147,157	144,935	142,897	141,012	139,257	137,615	136,065	134,603	133,216	131,898
	%	19.3	19.0	18.7	18.5	18.3	18.1	18.0	17.8	17.7	17.6	17.5	17.4
農業集落排水施設	人	3,909	3,902	3,895	3,881	3,867	3,853	3,839	3,825	3,806	3,787	3,768	3,749
	%	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
合併処理浄化槽	人	27,008	26,899	26,790	26,680	26,571	26,462	26,353	26,244	26,134	26,025	25,916	25,807
	%	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
単独処理浄化槽	人	121,385	118,792	116,472	114,374	112,459	110,697	109,065	107,546	106,125	104,791	103,532	102,342
	%	15.4	15.1	14.8	14.6	14.4	14.2	14.1	13.9	13.8	13.7	13.6	13.5
し尿汲み取り人口	人	22,172	20,495	18,951	17,539	16,259	15,110	14,094	13,210	12,459	11,839	11,351	10,996
	%	2.8	2.6	2.4	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5
生活雑排水未処理人口	人	143,557	139,287	135,423	131,913	128,718	125,807	123,159	120,756	118,584	116,630	114,883	113,338
	%	18.2	17.7	17.2	16.8	16.5	16.2	15.9	15.6	15.4	15.2	15.1	15.0
し尿		15,213	13,952	12,866	11,907	11,038	10,286	9,568	8,968	8,458	8,060	7,706	7,465
浄化槽汚泥量	KL	75,496	71,724	70,363	69,301	68,326	67,610	66,586	65,801	65,059	64,537	63,697	63,067
処理量		90,709	85,676	83,229	81,208	79,364	77,896	76,154	74,769	73,517	72,597	71,403	70,532

● 人口については、下水道中期ビジョンなどとの整合を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく  
● 四捨五入の関係で、内訳の割合（％）の合計が100%にならない場合がある

1.3～1.7 （略）